

新設分割および吸収分割公告

平成30年8月20日

債権者各位

東京都世田谷区用賀四丁目10番2号
東急ファシリティサービス株式会社
代表取締役 瀧名 節

当社は、新設分割により新設する株式会社東急ホテルパートナーズ（住所東京都渋谷区道玄坂一丁目10番7号）に対して当社の客室清掃事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は、吸収分割により株式会社東急ホテルズ（住所東京都渋谷区南平台町5番6号）に対して上記新設分割により設立予定の株式会社東急ホテルパートナーズの株式に関する権利義務を承継させることにいたしました。

本新設分割および本吸収分割の効力発生日はいずれも平成30年10月1日であり、本新設分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため株主総会の承認決議を経ずに行います。また、本吸収分割は会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため株主総会の承認決議を経ずに行います。

記

1. 本新設分割又は本吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
2. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

<http://www.tokyu-fs.com/>

(株式会社東急ホテルズ)

<http://www.tokyuhotels.co.jp/ja/company/index.html>